

3 協議事項 (1)受益者負担の見直しに伴う人権センターの使用料について

- 委員 これは市の条例で決まるから承知してくれという説明なんですね。
- 事務局 前回会議で状況を報告後、市全体で調整を進めてきた中で指針が定められ、これにのっとって取り組んでいきます。
- 今までは人権センターに使用料が設定されていなかった。公の施設であって個人のものではない。貸し出しにあたっては何らかの使用料をいただきますよ、というのが市の基本的な姿勢です。
- 人権センターはいろんな団体の皆さんにご利用いただいています。資料の表に減免に該当となる団体が記載されています。
- 今までは無料なので使用申請だけでしたが、今度は使用申請を受け、発生した使用料につきましては要件に該当すれば減免申請書もあわせて申請するといった、公民館などでの申請手順が、人権センター使用申請の際に必要なになってきます。
- 委員 人権センターの各種講座は減免ですか。
- 事務局 市が主催する事業になるので、免除になります。
- 委員 団体利用に関する減免、人権センターを利用している各団体はここに該当するのか。
- 事務局 人権教育という教育の部分で社会教育団体という中で考えております。
- 委員 人権センターを利用するこれ以外のものは有料ということなのか。
- 事務局 この減免規定に当てはまらないものであればそうです。
- 委員 それは中央公民館とかの施設もすべてなのか。
- 事務局 市の施設はこれで統一となります。
- この指針では各施設でどういう団体がいるか分からないので、個々の施設でそれぞれ条例を定めて団体等の減免とか決めていきます。
- 委員 豊田人権センターはどうなのか。
- 事務局 一緒に考えています。
- 委員 こういう施設は、市民がみんなで喜んで使って元気になれば安いものだと思う。その方がよっぽど意義がある。集金や書類ひとつ書くといっても人件費はかかる。市の施設は税金でみんな賄って建てている。お金払える人だけが使える施設になるのかな。
- 事務局 市の施設は使っていただくのが一番ですが、使えば使っただけコストがかかる。利用する人がいれば利用しない方もいる。電気料や人件費とか、そこはかかる経費の一部は利用された方にご負担いただくというのが受益者負担、使用料ということです。
- 委員 有料になった場合、人権センターの利用度はどうなるか。
- 事務局 人権センター使用に際して実際に使用料が発生して、お金をいただくというのは少ないと思われる。ただ、わずかだからやらなくていいという事ではなく、今までは利用料をいただくという規定、基準がなかったの、その辺をはっきりさせるということです。
- 委員 手続きが面倒になるということはあるか。
- 事務局 減免申請する場合、その手続きの手間は増えます。利用料が発生した時は市役所の納入通知書で納入していただく様になります。
- 委員 減免の区分けは条例でもうこのように決まってるのか。
- 事務局 これは市が統一的に出した見解であります。基本的にはここに当てはめて考えます。
- 委員 一つの団体が登録して減免となった場合に、市のいろんな施設、例えば中央公民館とか行ったときにそのまま市の施設全体の中で他のところでも減免、免除団体ということか。そういうことではなくその施設ごととなるのか。
- 事務局 施設ごとになります。
- 委員 公平性を保てるよう、こちらの施設はこう、片やこちらの施設ではこうでと違うことがないように、ずれがないように運営することが必要と思う。
- 事務局 ご意見ありがとうございます。
- 委員 せっかくの施設なので皆さんが利用しやすいようにぜひ考えていただいて、活用できるときは活用できる方が活用して、市民の憩いの場になるようにしていただきたい。